

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 3 月 2 9 日 (火)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年3月29日(火) 午後1時30分から 2時20分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可について
第7	議案第5号 令和4年度せたな町農業委員会活動方針及び 活動計画について
第8	議案第6号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
第9	議案第7号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第10回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん本日はご苦勞様でございます。 数日前から大変良い天氣に恵まれております。そういったなかで仕事をしなくてうずうずしている人達もいるとは思いますが。
会長	皆さん既にご存知かと思いますが、人事異動があり局長が異動することになりました。家族のような存在だった局長が異動されるということで一抹の寂しさもございます。嬉しさもございます。局長には今後とも頑張っていてもらいたいと思います。 後任は、教育委員会の事務局長をやっていた局長が4月から赴任してまいります。
会長	新局長に関しては、私が思うに農業ばたはあまり歩いていないと思っていますので、自分たちと一緒に色々勉強をしながら、農業委員会活動に貢献してもらいたいなと思っています。
会長	本日は議案第1号から7号までございます。皆様に慎重な審議をよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、4番玉木委員、5番竹内委員を指名いたします。この指名は、第10回総会開会中といたします。
	【日程第2 会期の決定について】
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしたいと思っております。

事務局

議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 4 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、契約終了前に賃貸するためでございます。

事務局

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、他の農地所有適格法人と賃貸するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その賃借権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 4 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、契約期間は 1 年間、理由につきましては、農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 1 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円と [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を貸付したいためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、契約期間は 1 年間、理由につきましては、農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、内、田んぼが 2 ケ所 [REDACTED] m²、畑が 1 ケ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 1 年間、単価につきましては、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を賃貸借したいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれま

してはよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

事務局

議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 3 月 29 日、対価の支払期限が 2022 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 25 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 3 月 29 日、対価の支払期限が 2022 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 26 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、内、田んぼが 5 筆 [REDACTED] m²、畑が 3 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 3 月 29 日から 2025 年 3 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 27 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計6筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

15ページをご覧ください。

番号28番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計7筆、内、田んぼが4ヶ所■■■■㎡、畑が4ヶ所■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作畑と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

16ページをご覧ください。

番号29番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

17ページをご覧ください。

番号30番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

18ページをご覧ください。

番号31番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計8筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

前は■■■■さんと契約をしておりましたが、■■■■さんに変更されました。

事務局

19ページをご覧ください。

番号32番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、
■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

20ページをご覧ください。

番号33番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■
■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

21ページをご覧ください。

番号34番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

22ページをご覧ください。

番号35番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■
■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的

事務局

は水田と転作田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 36 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■博さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 7 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 37 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 38 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 9 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 39 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 5 筆、内、田んぼが 4 筆■■■■㎡、畑が 1 筆■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年3月29日から2025年3月28日までの3年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

27 ページをご覧ください。

番号 40 番。利用権の設定等を受ける者、
■、■さん。利用権の設定等をする者、
■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が
■ m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につ
きましては、2022 年 3 月 29 日から 2025 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が
■ 円、賃貸価格が ■ 円、継続でございます。

事務局

28 ページをご覧ください。

番号 41 番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、
■、■、■の計 6 筆、内、田んぼが 4 筆 ■ m²、畑が 2 筆 ■
m²、面積が合わせまして ■ m²、利用目的は水田と採草畑、こちらは賃
貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 3 月 29 日から 2025 年 3
月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が ■ 円、畑の単価が ■ 円、賃
貸価格が ■ 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号
の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議
題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

事務局

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和 4 年 3 月 29 日提出。
せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 29 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、先月 2 月 24 日、第 9 回総会で審議いただいた砂利採取のための道路造成するための一時転用でございます。

事務局

番号 2 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、現況地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための作業道路の造設のためでございます。転用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となっております。

こちらにつきましては、令和 4 年 3 月 16 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

続きまして資料 36 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、先月 2 月 24 日、第 9 回総会で審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

事務局

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m² の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て田んぼでございます。

転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

こちらにつきましても、令和 4 年 3 月 16 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。 【日程第7 議案第5号 令和4年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について】
議長	「日程第7 議案第5号 令和4年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案6ページをご覧ください。 議案第5号 令和4年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について。 農業委員会等に関する法律第37条に基づき、別紙の令和4年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について議決を求める。令和4年3月29日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料43ページをご覧ください。 令和4年度せたな町農業委員会活動方針でございます。朗読いたします。
事務局	活動方針。 農業従事者の高齢化が進み、担い手が不足する中、適切に利用されない農地が発生する恐れがあるため、農地の効率的な利用内容を示す目標地図の作成を地域の農業者と話し合いながら、進めていくこととする。 また、農地の利用状況調査において現地確認した遊休農地等については、所有者の意向を確認し、地域の農業者や関係機関等と相談をしながら、その解消又は有効活用に向け、精力的に取り組んでいくこととする。 さらに法律に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、現場の声を施策に反映させる農政活動を充実させながら、地域農業の持続的な発展と、せたな町の農業振興に寄与するため「公平かつ行動する農業委員会」としての取り組みを行い、農業者の公的代表機関としての機能・役割を果たしていくものとする。 以下活動計画につきましては、記載のとおりでございます。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

事務局

議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について。

農業委員会等に関する法律第 7 条に基づく、せたな町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する方針」の策定について議決を求める。令和 4 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 45 ページをご覧ください。

せたな町農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 7 条に基づき、指針として具体的な目標と取り組み方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は農業委員の改選期である 3 年毎に、検証、見直しを行うこととしています。

事務局

説明を加えますと平成 28 年 4 月に、農業委員会法が改正され、農地等の利用の最適化の推進、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進が農業委員としての任意業務から必須業務となり、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標や、推進方法について指針を定めるよう務めなければならないとされたところでございます。

事務局

指針の策定につきましては農業委員会の努力目標でございますが、本町におきましては、平成 30 年度に指針を定めました。

この度指針を策定してから 3 年が経過したところです。この度令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定された規制改革実施計画の通達を受け、農業委員会は毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定しなければならなくな

事務局	ったことから、見直しを行おうとするもので今回総会に上程したところでございます。
事務局	具体的には、担い手への農地の集積・集約化についてでございます。 令和４年度の目標設定の考え方では、耕作条件不利地の増加、水田活用の直接支払い交付金見直しの影響等を考慮し、大幅な集積率の向上は難しいことから、町が定めた農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想において、90%を目標といたします。
事務局	また、取り組み方法といたしましては、関係機関と連携を密にし、離農や経営縮小が発生した場合、新に経営を拡大しようとしている担い手への集積支援を実施いたします。
事務局	続きまして46ページの遊休農地の解消と発生防止についてですが、目標設定の考え方では、条件不利地の増加等により大幅な解消は見込めないが、再生困難な土地の農地以外の利用の促進も併せて実施し、1haの遊休農地の解消を目標といたします。 具体的な取り組み方法といたしましては、町を4地区に分け農地パトロール（利用状況調査）を通じ、発生防止を図ります。
事務局	続きまして、農地中間管理機構との連携でございますが、目標設定の考え方では、道営若松地区経営体育成事業が令和２年度から開始され、栄・栄石・共和地区、下若松地区が農地中間管理事業を重点的に実施する区域に設定されていることから、当該地区を中心に事業活用の推進を図っていきます。 具体的な取り組み方法といたしましては、農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の面的集積を促進いたします。
事務局	続きまして、新規参入の促進についてですが、目標設定の考え方では、過去３年間では1経営体が新規参入していることから、今後３年間についても同様に推移することを見込んで、1経営体の新規参入を目標といたします。 具体的な取り組み方法といたしましては、町・農協・担い手育成センター等の町内の各関係機関との連携を密にし、離農・規模縮小等の相談を受けた場合の情報提供、新規就農希望者への農地取得に係る相談支援等を実施いたします。以上で説明を終わります。
議長	はい、ここで暫時休憩いたします。 (午後 2時10分 休憩) (午後 2時12分 再開)
議長	はい、説明が終わりました。 議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第9 議案第7号 土地現況証明願について】

議長

「日程第9 議案第7号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。それではお手元の事前にお配りいたしました追加議案でございます。

事務局

追加議案の1ページをご覧ください。

議案第7号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和4年3月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加説明資料の1ページをご覧ください。

番号1番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、公簿地目は田んぼと畑、現況は全て農地採草放牧地以外、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

場所につきましては、3ページ、4ページの図7、図8のとおりでございます。

事務局

番号2番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は宅地、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]、[REDACTED]さんの共有名義でございます。

場所につきましては、5ページ、6ページの図9、図10のとおりでございます。

事務局

番号3番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては宅地ござ

事務局

います。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

場所につきましては、7 ページ、8 ページの図 11、図 12 のとおりでございます。

事務局

番号 4 番。所在につきましては[]、[] の 2 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして[] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

場所につきましては、9 ページ、10 ページの図 13、図 14 のとおりでございます。

事務局

番号 5 番。所在につきましては[]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

場所につきましては、11 ページ、12 ページの図 15、図 16 のとおりでございます。

事務局

番号 6 番。所在につきましては[]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

場所につきましては、13 ページ、14 ページの図 17、図 18 のとおりでございます。

事務局

以上につきましては、2022 年 3 月 28 日に[] 会長、[] 代理、[] 農地委員長、[] 副農地委員長、[] 委員、[] 委員、[] 委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第10回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 4 月 26 日

会議録署名委員

4 番 玉木 久恵

5 番 竹内 厚子

議長 原田 喜博